

技 第 6 4 8 号
建 不 第 1 1 7 0 号
令 和 4 年 1 月 2 7 日

各建設業関係団体の長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和について

このことについて、令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴う千葉県発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件等について、別添のとおり通知を発出しましたので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

技術管理課技術審査班 043-223-3506

建 不 第 1 1 4 8 号
令 和 4 年 1 月 2 4 日

部 内 各 課 の 長
部内各出先機関の長 様

県 土 整 備 部 長

県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和について（通知）

このことについて、令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴う、千葉県発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件等について、当面の間、下記のとおりとしたので、適切に処置するよう御留意願います。

記

1 特例監理技術者の配置要件

- （1）特例監理技術者の配置要件は、別紙1のとおりとする。
- （2）建設工事の発注にあたっては、別紙2を参考に入札公告及び特記仕様書に特例監理技術者の取扱いについて記載すること。
- （3）入札・契約手続き中または契約済の工事においても同様の取扱いとするので、別紙3を参考に、発注者から受注者に対し特例監理技術者の配置可否について工事打合せ簿により通知すること。

2 施行年月日

令和4年2月1日（ただし、前記（2）については、適用日の前日までに、入札参加資格委員会又は指名業者選定審査会が行われている場合は、前記（3）によることとする。）

3 掲載箇所

建設・不動産課の県庁内ホームページにある建設工事等契約関係規程集「1. 入札契約事務関係」に掲載する。

【担当】

県土整備部建設・不動産課
契約・審査班 前田

電話 043-223-3116

建不第1148号
令和4年1月24日

各発注部局の長
出納局長 様

県土整備部長

県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和について（通知）

このことについて、令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴う、千葉県発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件等について、当面の間、下記のとおりとしたので、適切に処置するよう御留意願います。

また、貴部（局・庁）内の各発注機関に対しては、貴職において周知いただきますようお願いいたします。

記

1 特例監理技術者の配置要件

- （1）特例監理技術者の配置要件は、別紙1のとおりとする。
- （2）建設工事の発注にあたっては、別紙2を参考に入札公告及び特記仕様書に特例監理技術者の取扱いについて記載すること。
- （3）入札・契約手続き中または契約済の工事においても同様の取扱いとするので、別紙3を参考に、発注者から受注者に対し特例監理技術者の配置可否について工事打合せ簿により通知すること。

2 施行年月日

令和4年2月1日（ただし、前記（2）については、適用日の前日までに、入札参加資格委員会又は指名業者選定審査会が行われている場合は、前記（3）によることとする。）

3 掲載箇所

建設・不動産課の県庁内ホームページにある建設工事等契約関係規程集「1. 入札契約事務関係」に掲載する。

【担当】

県土整備部建設・不動産課

契約・審査班 前田

電話 043-223-3116

建不第1148号
令和4年1月24日

企業局長
病院局長 様

県土整備部長

県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和について（通知）

このことについて、令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴う、千葉県発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件等について、当面の間、下記のとおりとしたので、適切に処置するよう御留意願います。

なお、貴局において、特段の御配慮をお願いします。

記

1 特例監理技術者の配置要件

- （1）特例監理技術者の配置要件は、別紙1のとおりとする。
- （2）建設工事の発注にあたっては、別紙2を参考に入札公告及び特記仕様書に特例監理技術者の取扱いについて記載すること。
- （3）入札・契約手続き中または契約済の工事においても同様の取扱いとするので、別紙3を参考に、発注者から受注者に対し特例監理技術者の配置可否について工事打合せ簿により通知すること。

2 施行年月日

令和4年2月1日（ただし、前記（2）については、適用日の前日までに、入札参加資格委員会又は指名業者選定審査会が行われている場合は、前記（3）によることとする。）

3 掲載箇所

建設・不動産課の県庁内ホームページにある建設工事等契約関係規程集「1. 入札契約事務関係」に掲載する。

【担当】

県土整備部建設・不動産課
契約・審査班 前田

電話 043-223-3116

(別紙1) 特例監理技術者の配置要件

- (1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。
 - 1) 土木工事 3億円
 - 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円
- (2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事
(例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
- (3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする(民間工事を含む)。
- (8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内(河川工事については、沿川市町村)
 - 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- (9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(別紙2) 入札公告及び特記仕様書記載例

■兼務を認めない工事の場合

入札公告及び特記仕様書等（記載例） ※両方に記載すること。

本工事は、建設業法第26条第3項のただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

■兼務を認める工事の場合

入札公告（記載例）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）（維持工事の場合は、（1）～（9））の要件を全て満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- （5）特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇県内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。
- （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【維持工事※の場合は下記を追記する。】

（9）特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

特記仕様書（記載例）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）（維持工事の場合は、（1）～（9））の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇県内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【維持工事※の場合は下記を追記する。】

 - （9）特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事でなければならない。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）（維持工事の場合は前項（1）～（9））の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(別紙3) 入札・契約手続き中または契約済の工事の取扱い

入札・契約手続き中または契約済の工事の取扱いについては、下記を参考にすること。

- (1) 発注者から受注者に対し、特例監理技術者の配置の可否を工事打合せ簿により通知する。
- (2) 受注者は特例監理技術者を配置する場合、以下の書類を提出する。
 - ・兼任する工事の工事場所を証明する書類（コリンズまたは契約書等）
 - ・監理技術者補佐の資格を有する書類
 - ・監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類
 - ・特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制・業務分担を明らかにする書類
- (3) 発注者は提出された書類等から判断し、兼任を認める場合、受理するものとし、受理したのちに主任技術者等選任通知書を提出させる。

■兼務を認めない工事の場合の工事打合せ簿記載例

本工事は、建設業法第26条第3項のただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。

■兼務を認める工事の場合の工事打合せ簿記載例

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)(維持工事の場合は、(1)～(9))の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇県内（〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

【維持工事※の場合は下記を追記する。】

(9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。)

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)（維持工事の場合は前項(1)～(9)）の事項について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(参考 建設業法等 抜粋)

■建設業法 (昭和24年法律第100号)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。

■建設業法施行令 (昭和31年政令第273号)

(同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第29条

法第二十六条第四項の政令で定める数は、2とする。

■監理技術者制度運用マニュアル (最終改正 令和2年9月30日)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

(略)

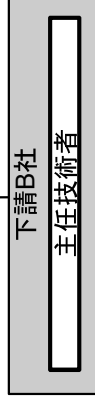
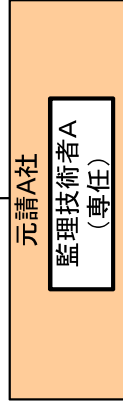
- ・ 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会など、元請けとしての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

2.(1) 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

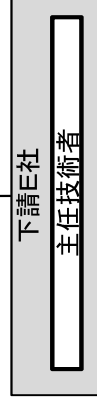
【現 状】

- 建設工事の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならぬ。

工事1



工事2



【改正後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)
- 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であることとする。

工事1

